

議会の事務に係る押印、様式等の見直し方針（案）

このことについては、国や知事部局において、行政手続及び内部手続に関して新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化を図るため、押印の見直しが進められているところですが、その方針を踏まえて、議会の内部事務に係る押印の見直しについても、国の「押印原則の見直しの基準」（参考資料）を参考に、本人確認や真意の確認、真正性の担保の必要性に留意しつつ、事務のデジタル化、効率化を図るため、可能なものから速やかに実施することにします。

1 申し合わせ事項等により定められた様式における押印の見直し

申し合わせ事項及び要領等に定める申請書、請求書、願、簿、届出書及び報告書等の様式については、代表者会議の方針決定をもって押印を求めないものとして取扱います。（主なものは別表1のとおり）

2 訓令等により定められた押印の見直し

訓令等により定める申請書等にかかる押印条項、様式等は、速やかに訓令等を改正し見直すものとします。（主なものは別表2のとおり）

3 条例及び規則により定められた押印の見直し

条例及び規則に定める申請書等にかかる押印の条項、様式等は、条例及び規則改正に向けて検討します。（主なものは別表3のとおり）

4 その他

その他申請書等にかかる様式は、法令や国家公務員における同様の様式の取扱いを踏まえて、随時、見直しを行います。

また、会計書類や事務局職員の人事関係手続における押印の見直しは、三重県議会事務局規程第15条に基づき、知事部局の例によることとします。

5 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 2月中 | 代表者会議にて具体的な見直し対象を確定 |
| 1 2月～2月 | 適宜、規則、訓令等の改正 |
| 令和3年3月末 | 見直し完了 |

別表 1

申し合わせ事項等により押印を定められた様式等

番号	申請者、請求者及び届出者等として押印する印がある様式名	申し合わせ事項・要領名	制定等日付	押印者
1	文書質問書（別記様式）	文書による質問に係る議会運営委員会の申し合わせ事項4（1）	H24. 7. 13	会派代表者 質問者
2	登庁経路届（様式第1号）	議員の旅費条例第7条に係る取り扱いについて	H31. 1	議員
3	議員派遣申出書（様式1）	三重県議会議員派遣取扱要領4（1）	H14. 6. 3	〃
4	議員派遣終了報告書（様式2）	三重県議会議員派遣取扱要領6	〃	〃
5	三重県議会議員証再交付願（第2号様式）	三重県議会議員証内規	H6. 8. 1	〃
6	政務活動費備品台帳（参考様式第2）	政務活動費ガイドライン2①	R元. 6	議員 経理責任者
7	議長賞の交付申請について（様式1） 議長賞受賞者報告書（様式2）	三重県議会議長賞交付に関する事務取扱要領	H27. 4. 1	申請者

別表 2

訓令等により押印を定められた様式等

番号	訓令等により定められた様式等名	訓令等名	制定等日付	押印者
1	会派結成届(第1号様式)	三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第2条第1項	H19. 4. 27	会派代表者
2	会派異動届(第2号様式)	〃 第2条第1項	〃	〃
3	会派解散届(第3号様式)	〃 第2条第2項	〃	〃
4	請求書 会派分(第5号様式)	〃 第4条	〃	〃
5	請求書 議員分(第5号様式)	〃 第4条	〃	議員
6	収支報告書(第7号様式)	〃 第8条第1項	〃	会派代表者
7	収支報告書(第8号様式)	〃 第8条第1項	〃	議員
10	旅費等支出計算書(第10号様式)	〃 第9条第1項第2号	〃	〃
11	支払確認書 会派分(第11号様式)	〃 第9条第1項第3号	〃	議員 政務活動費経理責任者 会派代表者
12	支払確認書 議員分(第12号様式)	〃 第9条第1項第3号	〃	議員
13	政務活動報告書 会派分(第13号様式)	〃 第9条第2項第2号	〃	会派代表者 議員
14	政務活動報告書 議員分(第14号様式)	〃 第9条第2項第2号	〃	議員
15	修正届(第16号様式)	〃 第10条第1項	〃	会派代表者 議員
16	資産等報告書(第1号様式)	政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する施行規程第3条第1項	H7. 12. 22	議員
17	資産等補充報告書(第2号様式)	〃 第3条第2項	〃	〃
18	所得等報告書(第3号様式)	〃 第5条第1項	〃	〃
19	関連会社等報告書(第4号様式)	〃 第7条	〃	〃
20	訂正願(報告書の訂正に係る条項)	〃 第9条	〃	〃

別表3

条例、規則に押印を定められた様式等

番号	様式名等	条例、規則名	制定等日付	押印者
1	条項に定める委員会会議録	三重県議会委員会条例第28条第1項	S31.12.24	出席委員
2	請願書条項及び提出要領に定める別記様式	三重県議会会議規則第67条	S31.12.27	請願者 議員

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて

I 国の方針：令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知（抄）

規制改革推進会議資料では、「地方公共団体における取組」として、その対応が言及されているところです。（中略）行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的な提供にも資するものです。このため各地方公共団体においても、（中略）見直しに積極的に取り組むことが望まれます。

II 規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（1）から（3）まで」の概要

1. 行政手続に関するもの

（1）新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの緊急対応

①「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書）に記載の「具体的基準」に即した緊急対応を行う。

（2）恒久的な対応

原則としてすべての行政手続について、恒久的な制度的対応として、年内に（中略）「具体的基準」に照らして必要な検討を行い、法令・告示・通達等の改正等を行う。

（3）会計手続その他内部手続

会計手続、人事関係手続、決裁関係手続等の内部手続については、（中略）書面・押印・対面の見直しを行う。

III 「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（抄）

2. 押印原則の見直しの基準について

（1）緊急対応について

（中略）

b 法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、基本的には押印を求める積極的意味合い

が小さいと考えられる。これらについては、押印がなくても書面を受け付けることとする。

(中略)

d 法令の条文で押印を求めることが規定されている書面については、押印が求められている趣旨に合理的理由があるか、押印が求められている趣旨を他の手段により代替することが可能かを、(中略) 検討し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付けるものとする。検討にあたっては、下記の注1～4の記載事項及び3. の行政手続等の類型毎の対応方針に従って、検討を行うこととする。

(中略)

(注2) 押印が求められている趣旨として、以下の3点が考えられる。

(i) 本人確認 (文書作成者の真正性担保)。この場合、(略) 本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないことに留意する必要。

(ii) 文書作成の真意の確認。この場合、本人確認がなされれば通常の場合には不要であると考えられることに留意する必要。

(iii) 文書内容の真正性担保 (証拠としての担保価値)。この場合、実印でない押印の意味は必ずしも大きいと言えないこと、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する必要。

(注3) 押印が求められている趣旨を代替する手段として、例えば、以下のような方法が考えられる。

(i) 継続的な関係 がある者の e メールアドレスや既登録 e メールアドレスからの提出

(ii) 本人であることが確認された e メールアドレスからの提出 (本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる)

3. 行政手続等の類型毎の対応方針

⑧ 会計、人事関係書面など (契約書、領収書、見積書、承諾書、決裁 など)

(会計) 契約書以外の見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、e メール等での書類提出を認める。

(人事) 法令の条文に規定がある場合を除き、法令の条文に規定がある場合を除き、押印不要とするとともに、e メール等での書類提出を認める。

(その他) 決裁、共済関連手続等を含め、電子的な手段による手続を認め、慣行的に求めてきた押印は廃止する。